平成２７年（フ）第１１０号
茨城県常総市杉山697番地38
債務者　倉持　雄二
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１１１号
茨城県結城郡八千代町大字平塚4807番地38
債務者　大里　昌則
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１１３号
茨城県筑西市甲147番地
債務者　軽部　朱美
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１５１号
兵庫県加古郡稲美町蛸草1114番地の１、従前の住所兵庫県加古郡稲美町岡2279番地の１
債務者　長谷川雅洋
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１５４号
兵庫県姫路市八代本町２丁目９番11号
債務者　岡田　宏香
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１５７号
兵庫県姫路市田寺２丁目１番19号
債務者　和田　綾香
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１７８号
兵庫県姫路市東延末４丁目104番地１　メゾンＹＳ605
債務者　名村　慎二
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１８６号
兵庫県姫路市城北本町10番21―401号　セントポーリア
債務者　古元　義治
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１９３号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台４丁目45番地インタービレッジ西夢前台608号
債務者　田村　弥己
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１２５号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目29番20―306号
債務者　井谷　勝治
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１３９号
奈良県生駒市俵口町1073番地２
債務者　渕野建設こと　渕野　悦生
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１４６号
奈良県天理市丹波市町59番地１　レジデンス天理236号室
債務者　南出紀美夫
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３５３号
広島市東区戸坂千足１丁目21番20―311号
債務者　宮内恵美子（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７２号
広島市佐伯区吉見園１番22―602号
債務者　南條三枝子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７３号
広島市中区舟入町８番23―204号
債務者　梅田　健治
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３８０号
広島市佐伯区利松１丁目31番17号
債務者　上荷田忠明
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８４号
福岡県遠賀郡岡垣町旭台４丁目８番７号　きりしま邸
債務者　山　　清美
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１５４号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目33番61―23号
債務者　西藤　誠次
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係